**１６－２　学校保健計画**

**(1) 作成の意義と目的**

　①　学校経営の全体構想における学校の教育目標、本年度の重点目標及び学校保健安全の本年

　　度の指導の重点との関連において、推進組織を整備するとともに、保健に関する活動を適切

　　に実施する。

　②　全教職員の共通理解や協力の下に、目的的、意識的、計画的に展開するため、保健管理、

　　保健教育、及び組織活動の学校全体としての総合的な推進の方針を示す。

**(2) 作成の手順と留意事項**

　①　学校の教育目標や学校保健の指導の重点の具現化を図る計画であること。

　②　全教職員による組織的な保健管理及び教育が可能であり、学校全体として系統的・発展的

　　に実施できる計画を目指すこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 作　成　の　手　順 | 留　　意　　事　　項 |
| １　学校保健の教育課題を明らか　にする。２　学校保健の指導の重点を受けて、保健管理、保健教育、組織　活動の月ごとの取組内容を組織する。３　全教職員で共通理解を図る。 | ・　児童生徒の実態を把握する。（健康状態、身体の発達状況、体力、疾病以上の状況、意識、行動等）・ 学校保健の現状（全体的な推進体制、保健管理、保健教育、組織活動）について、総合的に分析する。・　保護者や地域の願いを受け止め、関係機関の意見を参考にする。（特にメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患、薬物乱用防止等の現代的な健康課題等）・　努力点を具現化するため、それぞれの活動分野の関連性を考慮して、年間を通じた指導内容を配列し、組織する。・ 計画には、法律で規定された①児童生徒及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこと。・　組織活動には、職員保健部、PTA保健部、学校保健委　員会等の活動計画を記入する。* 「薬物乱用防止教室」等の開催についての計画を記入

する。・　校長及び保健主事を中心に、計画の内容について立案・実行・評価までの全過程を組織的に進め、共通理解を図る。 |

　関連法規

　　※「学校教育法施行規則」第４５条

　　※「学校保健安全法」　　第５条

　参考資料

 ※『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新

　　　　しい生活様式」～』（文部科学省）

※「薬物乱用防止教育の推進について」（H26.9.26文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課）

※「保健主事のための実務ハンドブック－令和２年度改訂－」（R3.3月日本学校保健会）

**※「性に関する指導資料（性教育の指導資料　令和３年度改訂）－性に関する指導の**

**考え方」（R4.3月福岡県教育委員会）**

※「学校保健法および同法施行等の施行にともなう実施基準について」(S33.6.16)

 **１６－２　学校保健計画**

《指導の重点及び月別の概要》

**※**関連行事、保健教育の欄のいずれかに「薬物乱用防止教室」等の開催についての計画を必ず明記すること。「薬物乱用防止教室」は小学校５，６年生、中学校全学年　年1回以上実施

「薬物乱用防止教育の充実について」（H30.12.28　教育庁教育振興部体育スポーツ健康課）

|  |
| --- |
| 本年度の指導の重点 |
|  |
|  |  |
|  月 | 月の重点目標 | 関連行事 | 保健管理 | 保健教育 | 組織活動 |
| ４月 | ・自分の体　を知ろう | ・入学式・始業式・定期健康診断 | ・保健調査票、　健康観察の確認・健康診断の実施　 と事後措置 | ・なかよくいっぱい　だいさくせん（１年生活）・健康診断をじょうずに　受けよう（２年学活） | ※　組織活動の欄に職員保健部PTA保健部学校保健委員会等の活動計画を記入すること。 |
|  |  | ※　保健教育の用語の整理について　「保健学習」「保健指導」の用語を用いた分類は使用せず、教職員や国民が理解できる教科等の名称で説明することとなった。（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」答申p.42　中央教育審議会H28.12.21） |  |  |  |